長野市週休２日工事実施要領

（主旨）

第１　この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休２日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日

ア　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事）から工事完成日（片付けを含む現場作業が完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

ア　現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

イ　分離発注等による工事において建築工事の場合、現場休息日を含む。現場休息日とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通していずれの現場作業を実施しない日とする。

ウ　以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

・通行規制に伴う交通誘導
・現場の安全確認（防犯・防火等）のための見回り
・機械器具の保守点検
・品質管理上必要な措置（コンクリート打設に伴う散水、採暖養生の確認等）
・現場保全や安全管理上必要な措置（除雪等）
・現場見学会や社会貢献活動等の実施
・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(4) ４週８休以上

ア　月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第３　この要領は、市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休２日工事に取組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

(1) 災害復旧等の緊急を要する工事

災害復旧工事のうち、随意契約を行うような応急復旧工事等のこと。ただし、災害復旧工事（本復旧工事）であることのみを理由として対象外とすることがないよう留意すること。

(2) 現場施工期間（直接工事費に計上される工種等の実施に要する期間）が１週間未満の工事

なお、当初発注時に週休２日工事の対象とした場合、実績によって直接工事費に計上されている工種等に要する期間が１週間未満となっても、週休２日工事の対象外とはしない。また、現場開所日が５日を超える場合は、現場施工期間を１週間以上と判断する。

(3) その他、地域の実情等により現場閉所が困難な工事
供用時期、施工時期、施工方法などに特別な制約がある工事のこと。

（発注方式）

第４　発注方式は、発注者が月単位の週休２日に取組むことを指定する発注者指定型とする。ただし、建築工事は事業内容により担当課（設計担当課及び工事担当課を含む）の判断で通期の週休２日とすることも可能とする。

（受注者の取組）

第５　受注者は、発注者指定型週休２日工事の場合、週休２日に取組むものとする。

２　１つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事の受注者は、工程表の作成にあたり、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が無いよう現場休息日等の予定日について工事着手前に調整すること。

３　受注者は、週休２日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書（建築工事の場合は総合施工計画書）に明示する。

４　受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。

５　１つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事において、統括安全衛生責任者を選任している特定元方事業者が現場休息日となる場合は、他の受注者から代理者を選任し、現場の安全管理体制について必要な調整をすること。

６　受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。

７　受注者は工事契約後、週休２日の対象とした期間において、受注者の責によらず、工事事故等による不稼働期間や天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応等により、休工または、現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示する。なお、やむを得ず週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、１週間単位を基本として必要最小限の期間とする。

８受注者は、別紙１の定めにより、週休２日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

９受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるように、努めるものとする。

10　受注者は、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土・日曜日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難である場合は、７項のとおり。

（発注者の取組）

第６　発注者は、週休２日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

２発注者は、あらかじめ週休２日の対象外とする内容に該当する時期について、特記仕様書等に記載する。

３発注者は工事契約後、週休２日の対象とした期間において、受注者の責によらず、休工または、現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に明示する。

４監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。

５監督員は、受注者から第５第６項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。

６監督員は、第５第８項の状況を確認する。

７監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。

（入札公告及び特記仕様書への明示）

第７　発注者は、週休２日工事の実施にあたって、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事である旨を明示するものとする。

（工事成績評定）

第８　　発注者は、受注者が週休２日を達成したと認められた場合は、工事成績評定において、考査項目別運用表の定めにより加点評価を行う。

２　建築工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休２日を達成した場合においても従来と同様に適切に評価する。

３　監督員が指示書等により週休２日に取り組むように指導したにもかかわらず、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定における考査項目の「法令遵守等８．その他」において１点の減点評価を行う。

附 則

この要領は、令和６年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和７年10月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和９年１月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

＜別紙１＞

工事現場における週休２日の実施の明示について

１　明示方法
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

２　明示内容
「週休２日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

３　掲示板の大きさ
工事件名板（1.1m×1.4m）程度とする。

４　設置位置
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

５　掲示板に関する費用
積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方
改革を推進するため、週休2日
の実施に取り組みます。

発注者：長野市
TEL〇〇〇ー〇〇〇ー〇〇〇〇
受注者：〇〇建設（株）
TEL〇〇〇ー〇〇〇ー〇〇〇〇

図　掲示板参考図